

浄化槽をお使いの皆様へ ～ 埼玉県からのお知らせ～

浄化槽は適正な管理を行わないと、機能を十分に発揮しません。正しい使用と保守点検や清掃を行い、法定検査を受けましょう。

浄化槽を使用する方には、3つの義務があります。

法定検査

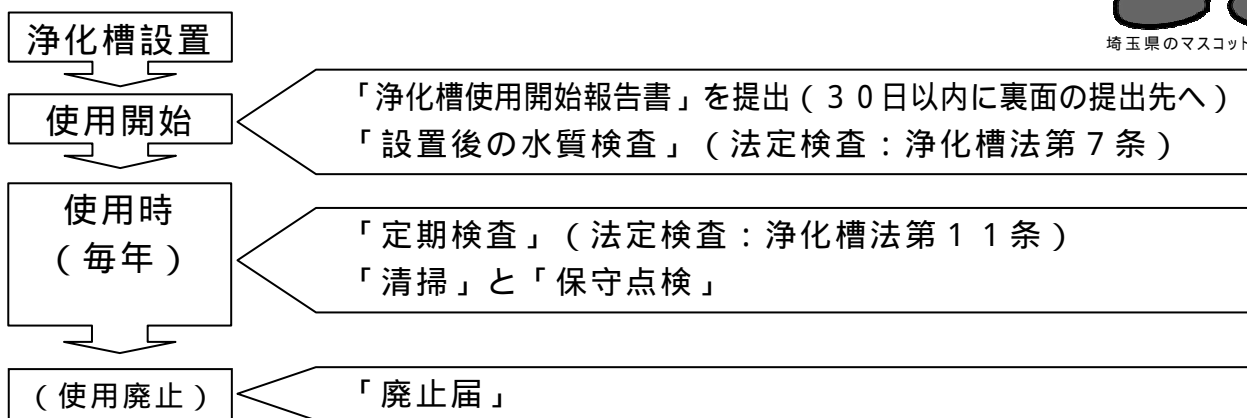
清掃

保守点検

実施しない方には、罰則が適用されることがあります。



埼玉県のマスコット コバトン



法定検査は、県が指定した次の検査機関で実施しています。受検についてご不明の点は、各検査機関にお問い合わせください。

(指定検査機関)

社団法人 埼玉県環境検査研究協会 施設検査本部浄化槽検査課
〒330-0855 さいたま市大宮区上小町1450-11 048-649-5151

お住まいの地域により担当する検査機関が異なります。
さいたま市内の担当は、上記の埼玉県環境検査研究協会のみとなります。

埼玉県環境部水環境課
048-830-3083

さいたま市環境対策課
048-829-1331

浄化槽に関するお問い合わせ先

さいたま市内については、

さいたま市役所 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 環境対策課
048 - 829 - 1331

埼玉県内その他の地域については、以下の問合せ先となります。

埼玉県中央環境管理事務所

さいたま市浦和区北浦和 5 - 6 - 5 浦和地方庁舎

048 - 822 - 5199

埼玉県西部環境管理事務所

川越市新宿町 1 - 1 - 1 川越地方庁舎

049 - 244 - 1250

埼玉県東松山環境管理事務所

東松山市六軒町 5 - 1 東松山地方庁舎

0493 - 23 - 4050

埼玉県秩父環境管理事務所

秩父市東町 29 - 20 秩父地方庁舎

0494 - 23 - 1511

埼玉県北部環境管理事務所

熊谷市末広 3 - 9 - 1 熊谷地方庁舎

048 - 523 - 2800

埼玉県越谷環境管理事務所

越谷市越ヶ谷 4 - 2 - 82 越谷地方庁舎

048 - 966 - 2311

埼玉県東部環境管理事務所

杉戸町清地 5 - 4 - 10

0480 - 34 - 4011

次の市町では、浄化槽使用開始報告書の事務を行っています。

さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、ふじみ野市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町、嵐山町、小川町、ときがわ町、川島町、吉見町、鳩山町、小鹿野町、神川町、上里町、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、菖蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町